

## 委員会提出議案第2号

### 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 9月 4日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 岩澤 信

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、委員会の招集場所に参集して議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により招集することが困難であると委員長が認める場合には、委員がオンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、討論及び表決を除く部分について出席委員として議事に参加できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第15条（略）</p> <p><u>（会議の特例）</u></p> <p>第15条の2 <u>委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>（定足数）</p>	<p>第15条（略）</p> <p>（定足数）</p>
<p>第16条（略）</p> <p><u>2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第31条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>（秘密会）</p>	<p>第16条（略）</p> <p>（秘密会）</p>
<p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。</u></p>	<p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。